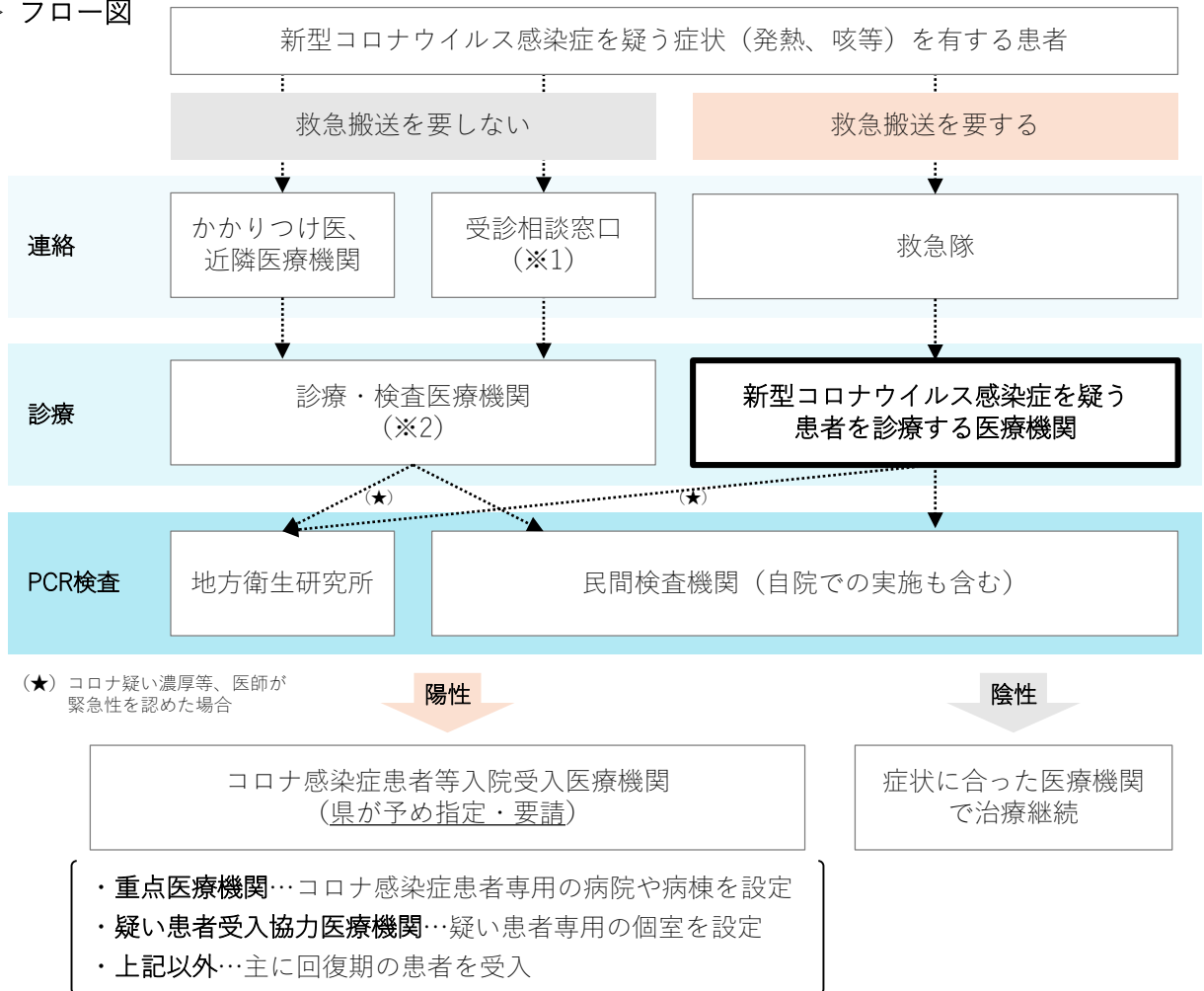


「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」について

- 当該医療機関は、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する患者の救急搬送困難事案発生防止や医療機関間の役割分担のため、**当該症状を有する救急患者等をまず受け入れ、確定診断がつくまでの間、必要な救急医療等を提供する。**（救急隊から疑い患者の**受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受入れる。**）
 - 医療機関は、受入れた患者が厚生労働省「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7指定感染症第1（4）の要件を満たす場合、当該患者を「疑い患者」として取扱う。
 - 疑い患者は、原則、個室での受け入れ等、確定診断がつくまでの間は感染症患者と同等の感染管理が必要となる。
- 当該医療機関は、患者のPCR検査結果判明等、確定診断の後、**自施設での治療継続又は適切な医療機関への転院**を行う。
- 当該医療機関は、「**新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関**」として県に登録を行い、県は、当該医療機関のリストを県入退院調整本部及び消防機関等の関係機関に共有する。

➢ フロー図



（参考）

※ 1. 受診相談窓口

原則、患者がかかりつけ医等の身近な医療機関に受診相談することとしているが、相談先が分からない場合に適切な医療機関を紹介するための窓口。

※ 2. 診療・検査医療機関

発熱患者等に対して適切な診療及び検査を行うための体制が確保され、感染防止対策が講じられている医療機関。